

# 店舗模様替え承認申請のご案内

賃借人の都合により、店舗内に一定の模様替え（改修工事）を行うときに申請するものです。

## 【申請できる条件】

- ① 賃貸料、共益費等に滞納がないこと
- ② 工事の内容が当社の取扱い基準に合っていること
- ③ 模様替えの条件が遵守できること

### 【模様替えの条件】

- 店舗退去の際は当該模様替えを含む内装設備等のすべてを撤去し原状回復すること  
また、公社に内装設備等の買取りまたはあっせん等の請求をしないこと
- 公社から撤去の要求があった場合は直ちに自己負担で原状回復すること。また、指示により一時撤去および再設置する場合も自己負担で行うこと
- 構造躯体を欠損しないこと。また、模様替え後の状態が危険のないものであること
- 模様替え後に起因する事故が生じた場合は自己の責任となること
- 外面する開口部の建具・シャッター（巻上機等を含む）を損傷しないこと
- 著しく美観を損ねないこと
- 工事の施工においては、関係法規に適合する工事を行うこと
- 機器等の排水、排煙が出る場合は、必ず専用部分で処理すること
- 工事の実施にあたり、近隣の方への説明および施工後生じたトラブル等については、自己で対応すること
- 提出図面どおりに施工し、申請書の内容を変更するときは必ず再申請すること

## 【確認事項】

- ① 模様替えの工事は、当社の承認後に行っていただきます。
- ② 住宅の模様替えを行うとき（住宅付店舗の場合）は、住宅模様替え等申請が必要となります。

## 【提出書類】

- 店舗模様替え申請

### 【添付書類】

- 設計図（現状図面・模様替図面）
- 製品のカタログ
- 工事の工程表

模様替え工事  
までの

申請書の提出

審査

公社承認

模様替え工事着手

## 👉 注意事項

- \* 申請受付は、郵送にて受付いたします。賃借人本人がご記入・ご捺印いただき、添付書類と一緒に下記宛先までご提出ください。
- \* 管理事務所または窓口センターに直接提出することも可能です。その際は、本人確認をさせていただきますので来所される際は、本人確認できる書類をお持ちください。
- \* 提出いただいた書類は返却できません。

☎ ご不明な点は、「J K K 東京 公社管理課 店舗営業係」にお問合せください

〒150-8543

東京都渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹 2階

J K K 東京 公社管理課 店舗営業係 TEL. 03-3409-2261 (代)

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）